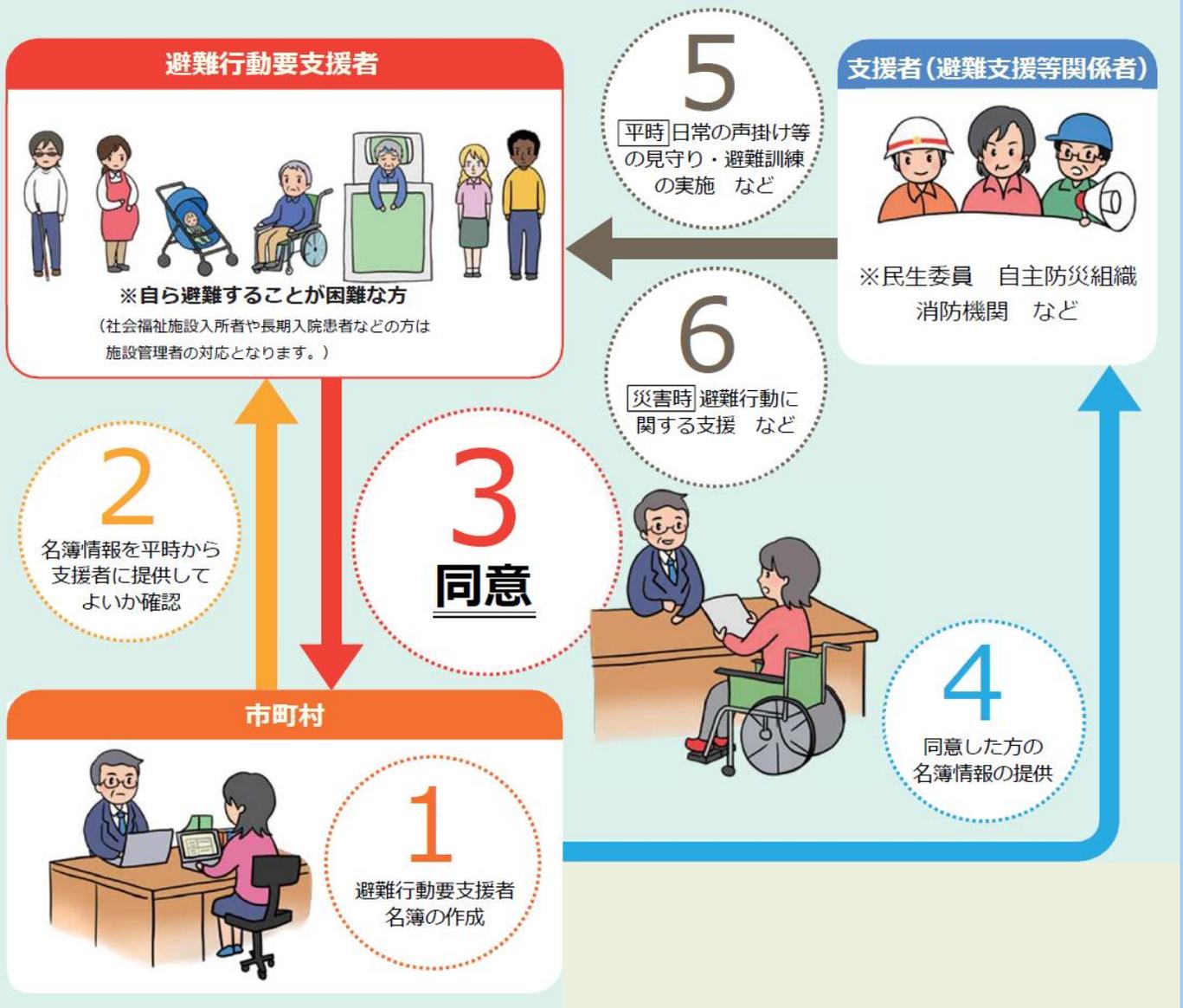


もしもの災害に備えて 避難時に支援が必要な方の名簿を作成します

市では、災害時に一人で、又は家族だけで避難することが困難な、在宅の高齢者や障がい者等の情報を掲載した名簿「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、地域の自主防災組織や民生委員などの支援者に事前に提供しておき、日頃からの見守りやいざというときの安否確認、避難誘導などに役立ててもらいます。

この名簿の提供を受けた人には、法律により守秘義務が課せられています。

自ら避難することが困難な方への支援イメージ



避難行動要支援者（名簿掲載）の対象となる方

- 75歳以上のひとり暮らしの方
- 寝たきり高齢者の方
- 要介護度3以上の方
- 療育手帳A判定を所持する方
- 難病患者の方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 認知症高齢者の方
- 身体障害者手帳1・2級を所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 小児慢性特定疾病の方

支援者（名簿の提供者）

- 自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 社会福祉協議会
- 警察（災害時のみ）
- 消防署（災害時のみ）

提供する情報

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所
- 連絡先
- 避難支援を必要とする事由 など

名簿情報の提供に同意すると・・・

☆平常時 地域の支援者が名簿情報を基に訪問調査を行い、一人ひとりの避難支援計画を作成していきます。

☆緊急時 地域の支援者が避難勧告などの災害情報を伝えたり、安否の確認を行い、避難場所への付き添いや誘導を行います。

(※同意の意思については、変更の申し出がない限り自動継続とします。)

あなたのことを知る人が多ければ、
地震などの自然災害のときに、
あなたの身の安全を守ることや
避難する手助けをしてもらいやすくなり、
あなたの命を守れる可能性が高まります。



◆気を付けておいてほしいこと◆

- ※災害時には、地域の支援者も被災者になる可能性がありますので、名簿情報の提供に同意したからといって、必ず避難支援を受けられることを保証するものではありません。
- ※地域の支援者は、まずご自身やご家族の安全確保が最優先であり、可能な範囲での支援となります。
- ※地域の支援者に対して、避難支援・安否確認を行う上で法的な拘束力や責任は発生しません。

確認書の提出をお願いします

「避難行動要支援者確認書」が届いた方は、
あなたの状態や名簿情報の提供に
同意されるかどうかなどを記載して、
市役所に提出してください。

問い合わせ先 電話番号	高齢者・障がい者	要介護認定者	難病患者等
	福祉課:0894-62-6428	長寿介護課:0894-62-6406	健康づくり推進課:0894-62-6407